

### 第1条 (当座勘定への受入れ)

1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金額証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
2. 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
4. 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 第2条 (証券類の受入れ)

1. 証券類を受入れた場合には、取扱店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
2. 取扱店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、取扱店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

### 第3条 (本人振込み)

当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

### 第4条 (第三者振込み)

1. 第三者が取扱店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
2. 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

### 第5条 (受入証券類の不渡り)

1. 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしその証券類は取扱店で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類の振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
2. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 第6条 (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れたまたは支払う場合には、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

### 第7条 (手形、小切手の支払)

1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
2. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

### 第8条 (手形、小切手用紙)

1. 当行を支払人とする小切手または取扱店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
2. 取扱店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
3. 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
4. 追加の手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を無料で交付します。

### 第9条 (支払の範囲)

1. 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
2. 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

### 第10条 (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

### 第11条 (過振り)

1. 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありし直ちにその不足金を支払ってください。
2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年14% (年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
3. 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れ、または振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
4. 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかにかわらず、いつでも差引計算することができます。
5. 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れ、または振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

### 第12条 (手数料等の引落し)

1. 当行が受取るべき貸付金利息、割戻料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができます。
2. 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

### 第13条 (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

### 第14条 (印鑑等の届出)

1. 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ取扱店に届出てください。
2. 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。

### 第15条 (届出事項の変更)

1. 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達したかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
4. 届出事項の変更および通帳の再発行のときには、再度、本人確認を行います。また、通帳再発行には、別途手数料が発生いたします。

### 第16条 (印鑑照合等)

1. 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえはその手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

### 第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

1. 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第18条 (練り小切手の取扱い)

1. 練り小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができます。
2. 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

### 第19条 (自己取引手形等の取扱い)

1. 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第20条 (利息)

当座預金には利息をつけません。

### 第21条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

### 第22条 (譲渡、買入れの禁止)

この預金は、譲渡または買入れすることはできません。

### 第23条 (反社会的勢力等からの預金口座開設申込みの断絶)

この預金口座開設申込み時、当行が実施する申込者に対する審査の結果、当行が承諾した場合のみ預金口座を開設、利用することができます。但し、次の各号の一でも該当する場合は、当行は預金口座開設申込みをお断りするものと致します。

- (1) 申込者が第24条第2項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- (3) その他総合的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切と判断した場合

### 第24条 (取引の制限等)

- (1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下、総称して「預金者情報等」といいます。)に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届けてください。
- (2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反したまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) (1)の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがある

## 当座預金規定

と判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

- ① 不当に多額または頻繁と認められる現金での入出金
- ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
- ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に指定する方法によって当行に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過した時は、当行は、入金、振戻、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) (1) から (4) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに(3)の取引等の制限を解除します。

### 第25条 (解約)

1. この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。
  - ① 当座勘定開設申込時とした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および第24条(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合。
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
  - ④ 第24条(1)から(4)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合。
  - ⑤ ①から④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
  - ⑥ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑦ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E その他AからDに準ずる行為
3. 当行が解約の通知を届出の住所に於て発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
4. 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
5. 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。
  - ① 預金者が次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等
    - B 「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
  - ② この預金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に利用された場合
    - A 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取引（核兵器関連開発、大型兵器関連開発等）。
    - B 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物輸入取引。

### 第26条 (取引終了後の処理)

1. この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切

手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。

2. 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙を直ちに取扱店に返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

### 第27条 (手形交換所規則による取扱)

この取引については、前各条のほか、関係ある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

### 第28条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1) および (2) と同様に届出てください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第29条 (規定の変更)

- (1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

### 補則 (署名印鑑届けへ挿入する文言等について)

この当座勘定規定は代理人が当座勘定取引をするについて特別な場合を除き、包括的な代理権を持つ事を前提としているので別途署名印鑑届けに以下のような文言を挿入して提出してください。

### 記

#### (挿入文言)

私は、貴行と当座勘定取引をするについてその署名鑑を下記の通りにお届けいたします。なお、下記のを代理人とし、その署名鑑をお届けいたします。

以上